

監査報告書

令和2年6月4日

学校法人 浪商学園

理事会
評議員 御中

学校法人 浪商学園

監事 水野一郎 
監事 中野徳雄 

私たちは、学校法人浪商学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人浪商学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人浪商学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人浪商学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上